


旧黒崎幼稚園改修工事のうち管工事

| 図面リスト | | |
|-------|------------------------|-------|
| 図番 | 図名 | 縮尺 |
| W-01 | 特記仕様書(1) | |
| W-02 | 特記仕様書(2) | |
| W-03 | 特記仕様書(3) 機器表・給排水設備埋設要領 | |
| W-04 | 配置図(給排水図) | 1/150 |
| W-05 | 西側トイレ 平面詳細図(給排水図) | 1/50 |
| W-06 | 東側トイレ 平面詳細図(給排水図) | 1/50 |
| W-07 | 調理室 平面詳細図(給排水図・換気設備図) | 1/50 |
| | | |
| | | |
| | | |

| I. 工事概要 | 章 項 目 | 特 記 事 項 | 章 項 目 | 特 記 事 項 |
|------------|---|--|--|--|
| 1. 工事名称 | 旧黒崎幼稚園改修工事のうち管工事 | | | ◎工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、「事故報告書」（自由様式）を監督職員に提出すること。 |
| 2. 工事場所 | 鳴門市撫養町黒崎清水86-2 | | | ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 |
| 3. 建物概要 | 鉄骨平屋建 | | | (3) コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。 |
| 4. 工事種目 | 本工事は旧黒崎幼稚園改修工事に伴う管工事一式 1. 給水設備工事 4. 給湯設備工事 7. 撤去工事 2. 排水設備工事 5. LPガス設備工事 3. 衛生器具設備工事 6. 換気設備工事 | 2) 請負者は、請負金額が500万円以上2,500万円未満の工事については、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき受注、及び訂正時ごとに「工事カルテ」を作成し、「工事カルテ」の写しを監督員に提出して、内容の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスク等により登録しなければならない。登録は、受注時は契約締結後10日以内(ただし、土・日・祝日等は除く。)、訂正時は適宜とする。また、その都度センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。契約変更等により請負金額が2,500万円以上となった場合は、既登録はそのままに、2,500万円以上工事として、変更契約時の工事内容を変更時登録すること。契約変更により請負金額が500万円未満となった場合は、その時点で登録を削除すること。なお、請負金額が500万円未満であった工事が契約変更により500万円以上2,500万円未満になった場合においても、新たに500万円以上2,500万円未満工事として、変更契約時の工事内容を受注時登録すること。 | 4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 | |
| 5. 工事区分 | 管工事 | | | (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 |
| II. 管工事仕様書 | 項目番号に○印のついたものを適用する | ◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出して、承諾を受けること。 | 4) 事故報告 | ◎工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、「事故報告書」（自由様式）を監督職員に提出すること。 |
| 章 項 目 | 特 記 事 項 | | 5) 施工調査 | ◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。 |
| 1章 一般共通事項 | 1) 適用基準等 | ◎施工関係図書 | 6) 材料・製品等 | ◎本工事を使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの及び同等品以上のものとする。ただし、同等品以上のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。尚、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」に記載品を指すものとする。また、監督員の承諾したものは、(参考図)と異なっても、採用メーカーの仕様とする。 |
| | ◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「改修仕」という。) ②公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ③公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ④公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「標仕」という。) ⑤公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ⑥公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ⑦建築物解体工事共通仕様書(平成31年版) ⑧建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房営繕部監修)令和4年版 ⑨公共建築設備工事標準図 令和4年版 | ◎施工関係図書 ◎施工現場管理 | 7) 化学物質を発生する建築材料等 | ◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。 |
| | ◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。 | ◎施工現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 | 8) 施工 | ◎本工事を使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 |
| | ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質疑回答書(2)から(5)に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築工事標準仕様書(令和4年版)等 | ◎電気保安技術者は次の者とする。 ○ 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ○ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。 | | ◎標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 |
| | ◎施工条件は次にによる。 ○ 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ○ 人員配置及び施工計画を締密に行い遅滞のないようにつとめること。 ○ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ○ 工事の施工に当たっては工事進入ゲート等に交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。 ○ 工事を行う上で、撤去・移設を要する軽微な障害物の処理で監督員の認めたものは本工事の範囲とし、それによる費用は請負業者負担とする。 ○ 請負者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格者として下請契約を締結してはならない。 ○ 本工事の設計図書に関する質疑は、質疑応答書をもって確かめておくものとする。また設計図書に記載なくとも、外観上、構造上、設備上当然と監督員が認めた場合は、その指示に従い請負金額の範囲内で施工するものとする。 ○ 工事車両等の通行については、小学校等の登下校の時間帯を充分配慮した計画とすること。 | ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。 | | ◎本工事を使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 |
| | ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 | ◎受注者は、機軸等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 | | ◎工事期間については、契約の工期を順守すること。 |
| | ◎本工事で使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 | ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 | | ◎工事の円滑な進行を計るため、監督員の指示により、工事期間中定期に、各工事責任者を招集し、打ち合わせを行うものとする。 |
| | ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。 | ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 | | ◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出いた時に問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 |
| | ◎工事カルテの作成、登録 1) 請負者は、請負金額が2,500万円以上の工事については、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注、変更、竣工及び訂正時ごとに「工事カルテ」を作成し、「工事カルテ」の写しを監督員に提出して内容の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスク等により登録しなければならない。登録は、受注時は契約締結後10日以内(ただし、土・日・祝日等は除く。)、登録内容変更時は、変更があった日から10日以内(ただし、土・日・祝日等は除く。)、完成時は、工事完成後10日以内(ただし、土・日・祝日等は除く。)、訂正時は適宜とする。またその都度センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。 | ◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 | | ◎施工にあつては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を免れた場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 |
| | | ◎受注者は、工事現場中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 | | ◎他工事と取り合い区分 |
| | | ◎本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。 | | ◎本工事で使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 |
| | | ◎元請業者は、過積載による違法通行の防止に関し、特に次の事項に留意し、下請業者を指導すること。 (1) 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと。 (2) さし枠装備車、不表示車は使用しないこと。 (3) 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと。 (4) 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと。 | | ◎本工事で使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 |
| | | ◎本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。 | | ◎本工事で使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 |
| | | ◎本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。 | | ◎本工事で使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 |
| | | ◎本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。 | | ◎本工事で使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 |
| | | ◎本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。 | | ◎本工事で使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 |
| | | ◎本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。 | | ◎本工事で使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 |
| | | ◎本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。 | | ◎本工事で使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 |
| | | ◎本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。 | | ◎本工事で使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 |
| | | ◎本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。 | | ◎本工事で使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 |
| | | ◎本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。 | | ◎本工事で使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 |
| | | ◎本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。 | | ◎本工事で使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 |
| | | ◎本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。 | | ◎本工事で使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 |
| | | ◎本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。 | | ◎本工事で使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 |
| | | ◎本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。 | | ◎本工事で使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 |

| | | | | |
|--|---|--------------|---------------------------|---|
| <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> | <p>工 事 名 旧黒崎幼稚園改修工事のうち管工事</p> <p>図 面 名 特記仕様書（1）</p> | <p>SCALE</p> | <p>NO.</p> <p>W / O 1</p> | <p>丹羽建築事務所</p> <p>丹羽 悟</p> <p>1級建築士登録119290号</p> <p>鳴門市撫養町南浜字東浜11-18</p> <p>TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521</p>  |
|--|---|--------------|---------------------------|---|

| 章 | 項目 | 特記事項 | 2章 管・空調工事 | | | | | | | | |
|--------------|------------------|---|--|-------|-------|------------------|-------|------------------|-----|------------------|--|
| 1章 一般共通事項 | | <p>◎図中に示された壁、天井に取り付く仕上げ材、手摺、物品、サイン、家具、その他取付に必要な下地、補強等は図面へ記入の有無に関わらず本工事に含むものとし、請負者の責任において強度等をチェックの上、監督員の承諾を得た上で施工するものとする。なお、当該工事に要する費用は請負業者負担とする。</p> <p>◎設備開口補強については、施工に必要なものは図面への記入箇所数の多少に関わらず全て本工事に含むものとする。</p> <p>◎コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。</p> | <p>1. 特記事項</p> <p>○ 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。</p> <p>○ 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 (1) 4.1.3) 梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。</p> <p>○ 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕 (2) 2.6.1、(2) 2.6.3)</p> <p>○ 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標仕」の当該事項に従い根切り底には、再生クラッシャーランをやりかたにならない敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、砂の類で管の周囲を埋め戻し、十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。(標仕 (2) 2.7.1、監理指針 (2) 2.7.1)</p> <p>○ 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものは JIS 10kgf/cm²とし、高置水槽以降の配管に使用するものは JIS5Kg/cm²とする。但し特記部分は JIS 10kgf/cm²とする。</p> <p>○ あと施工アンカーボルトは、原則としておねじ形メカニカルアンカー又は樹脂製アンカーとし、屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)とする。</p> <p>○ 次に指定する部分以外の露出する配管、ダクト、支持金物、架台のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。 (○一般居室、廊下等 ○屋外) 硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。 次に指定する部分の露出する電線管は塗装を行う。(○一般居室、廊下等 ○屋外) 亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種 (JIS-K-5633) による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。</p> <p>水圧試験、満水試験、気密試験等を配管途中若しくは隠ぺい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は被覆施工前に行う。(標仕 (2) 2.9.1)</p> <p>○ 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 (1) 1.7.4) なお、屋外及び水気のある場所では、塗装書きとする。表示札については、合成樹脂製等とし、屋外及び水気のある場所(弁室内等を含む)では、エッチング文字等とする。</p> <p>○ 掘削作業に際して、事前に当該作業範囲内の埋設物、特に電力、通信、ガス及び水道等の埋設経路の調査を行う。</p> <p>○ 機材の検査に伴う試験のうち、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。</p> <p>○ 試運転調整にあたっては、(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2)を参考とする。 低圧屋内配線、弱電流電線については、絶縁抵抗測定を行う。</p> <p>○ 耐震施工は「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。 1次側電源工事を電気工事とし室内外間の電源線、操作線は本工事とする。本数については使用機器メーカーの本数を参考とする。 冷媒配管の屋外見え掛かり部は、スリムダクト(SD)仕上げとする。 インバーター制御の室外機は高調波対策を行うこと。 換気用フードは指定色焼き付け塗装とする。</p> <p>○ 建設発生土の運搬処分費は建築工事とする。</p> | | | | | | | | |
| | 9 技能士の適用 | ◎本工事の施工にあたっては、各工事にかかる当該業種の1級及び2級技能士の有資格者をつとめて活用すること。 | | | | | | | | | |
| | 10 工事検査及び技術検査 | <p>◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。</p> <p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受けて試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> | | | | | | | | | |
| | 11 完成図等 | <p>◎提出書類</p> <p>○竣工図(製本3部(うち一部縮小版)、電子データ1部)</p> <p>○工事写真(写真帳2部(着手前・工事中・竣工)、電子データ1部)</p> <p>○使用材料一覧表(1部)</p> <p>○安全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(原図貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式及びDXF形式又はJWW形式をDVD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(写真)よらないものとする。</p> <p>◎本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし、費用(完了検査手数料等)については、請負者の負担とする。</p> | 区 分 | サ イ ズ | 着 工 前 | カラー、手札版又はサービスサイズ | 工 事 中 | カラー、手札版又はサービスサイズ | 竣 工 | カラー、手札版又はサービスサイズ | |
| 区 分 | サ イ ズ | | | | | | | | | | |
| 着 工 前 | カラー、手札版又はサービスサイズ | | | | | | | | | | |
| 工 事 中 | カラー、手札版又はサービスサイズ | | | | | | | | | | |
| 竣 工 | カラー、手札版又はサービスサイズ | | | | | | | | | | |
| | 12 火災保険 | <p>◎請負業者は、火災保険又は建設工事保険に付保するとともに、請負賠償保険にも付保すること。</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保険外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p> | | | | | | | | | |
| | 13 工事用水、電力等 | <p>◎既存電力利用(出来高・出来ない)、電力料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存水利用(出来高・出来ない)、用水料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。</p> | | | | | | | | | |

| | | | | |
|-------------|----------------|------------|--|----------------------|
| 3章 使用材料 | ①. 使用材料 | ○ 給水管 | 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管 | (JIS K 6742) H I V P |
| | | ○ 排水・通気管 | 硬質塩化ビニル管 | (JIS K 6741) V P |
| | | ○ 給湯管 | 被覆銅管 | (JIS H 3300) |
| | | ○ ガス管 | 配管用炭素鋼管 | (JIS G 3452) (白) |
| | | ○ ガス管 | 硬質塩化ビニル外面被覆銅管(黒) | 埋設配管部分 |
| | | ○ ドレン管 | 硬質塩化ビニル管 | (JIS K 6741) V P |
| | | ○ | | |
| 4章 機材等指定 | ①. 機材等指定 | 機材名 | 製造業者名 | |
| | | ○ 小口径樹 | アロン, タキロン, 前澤化成 | |
| | | ○ 衛生陶器 | J I Sマーク表示品 | |
| | | ○ 弁類 | J I Sマーク表示品 | |
| | | ○ 排水金物 | カネソウ, 小島製作所, ダイドレ, 中部コ-レ-ション, 長谷川鑄工所, 福西鑄物 | |
| | | ○ グリーストラップ | 前澤化成, ダイドレ, 下田エコテック | |
| | | ○ 換気扇 | 三菱電機, パナソニック, 東芝 | |
| ○ 浄化槽 | 国土交通大臣の型式適合認定品 | | | |
| ○ | | | | |

樹表

| 記号 | 名称 | 規格 | 内寸法 | 管底(仕上りGL-) | 蓋 類 | 備 考 |
|----|--------|------|------|------------|----------------|-----------------|
| ① | インパート樹 | 小口径樹 | 200φ | - 300 | 鑄鉄製防護ハット(T-8)共 | 100-200 90° 曲がり |
| ② | " | " | 200φ | - 440 | 鑄鉄製防護ハット(T-8)共 | 100-200 ストレート |
| ③ | " | " | 200φ | - 560 | 鑄鉄製防護ハット(T-8)共 | 100-200 ストレート |
| ④ | " | " | 200φ | - 680 | 鑄鉄製防護ハット(T-8)共 | 100-200 45° 曲がり |
| ⑤ | " | " | 200φ | - 740 | 鑄鉄製防護ハット(T-8)共 | 100-200 45° 曲がり |
| ⑥ | " | " | 200φ | - 1300 | 鑄鉄製防護ハット(T-8)共 | 100-200 ストレート |

器具表 (給排水)

| 器具名称 | 記号 | 製造業者名 | 品 番 | 付 属 品 及 び 仕 様 |
|-------------|----|-----------|-----------------------------|--|
| 洋 風 便 器 | A | T O T O | C S 5 9 7 B M C S | SH596BAYR, TCF587, YH702 |
| | | L I X I L | B C - P 2 0 H U M | DT-PA250HUCHTK, CW-PB21-NE, CF-008-1, CF-63HST |
| 小 便 器 | B | T O T O | U F S 9 0 0 J C S | セット一式 |
| | | L I X I L | U - A 5 1 A P | セット一式 |
| 洗 面 器 | C | T O T O | L 2 5 0 C M | TLE28SS1A, TS126AR, TL250D, TLDP2105J |
| | | L I X I L | L - 1 7 6 U N | AM-300CV1, LF-105PA, SF-10E, KF-30DN, KF-24F, A-6224 |
| 温 水 洗 浄 便 座 | D | T O T O | T C F 5 8 7 | |
| | | L I X I L | C W - P B 2 1 - N E | |
| 紙 巻 器 | E | T O T O | Y H 7 0 2 | |
| | | L I X I L | C F - 6 3 H S T | |
| 化 粧 鏡 | F | T O T O | Y M 4 5 6 0 A | 450x600 |
| | | L I X I L | K F - 4 5 6 0 | 457x610 |
| 化 粧 棚 | G | T O T O | Y K H 4 0 2 R | |
| | | L I X I L | K F - 8 8 | |
| 手 す り | H | T O T O | T 1 1 2 C L 1 0 | 固定金具共 |
| | | L I X I L | K F - 9 2 0 A E 7 0 D 1 2 J | 固定金具共 |
| 手 す り | I | T O T O | T 1 1 2 C U 2 2 | 固定金具共 |
| | | L I X I L | K F - 7 0 1 A E J | 固定金具共 |

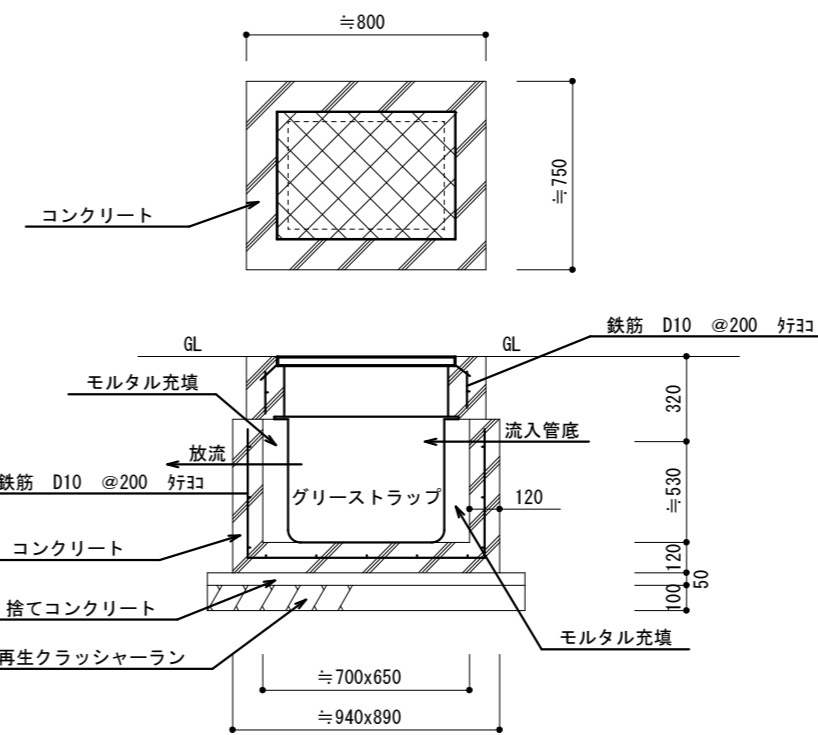
機器表 (給排水)

| 記号 | 名称 | 仕 様 | 数 |
|---------|-----------|--|---|
| G K - 1 | ガ ス 給 湯 器 | 屋外壁掛型 給湯専用 高効率 能力 16号 LPガス 1φ-100v リモコン(コード共)、20GV、15SV、配管カバー 他付属品一式共 | 1 |
| G T - 1 | グリーストラップ | パイプ導入埋設型 FRP製 日本阻集器工業会認定 実容量 70リットル程度 蓋(溶融亜鉛メッキ)他付属品一式共 | 1 |

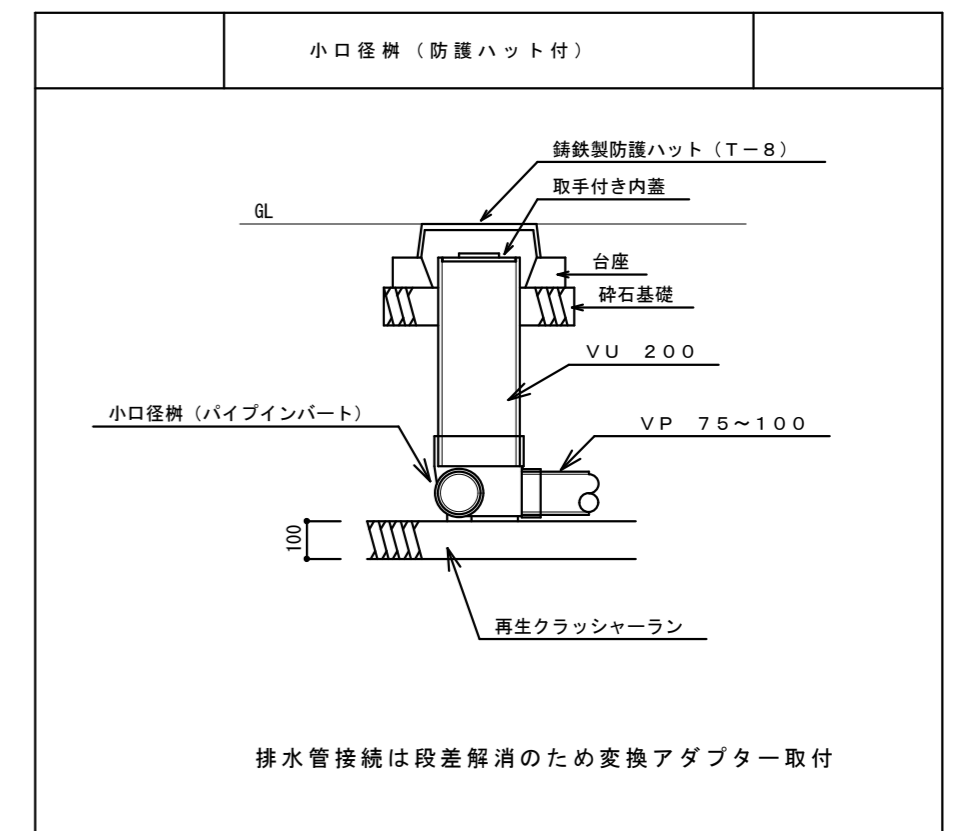
機器表 (換気)

| 記号 | 名称 | 仕 様 | 電 源 | 基 礎 | 数 |
|-------|-------|--|--------|-----|---|
| F - 1 | 換 気 扇 | 天井ダクト形 低騒音形 台所用 風量 450m ³ /h x100pa 深形フード(SUS 防虫網付)、他付属品一式 | 1φ 100 | | 1 |

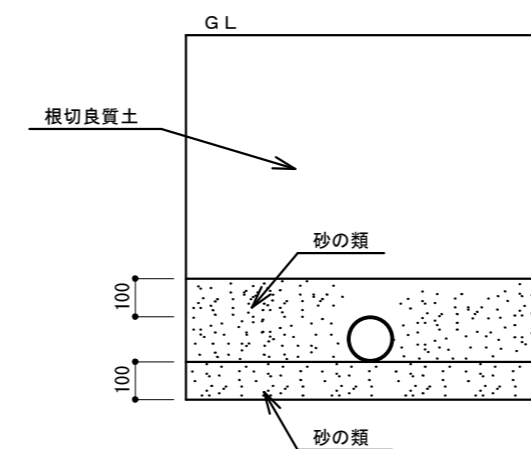
換気ダクトは亜鉛鉄板製スパイラルダクトとする。



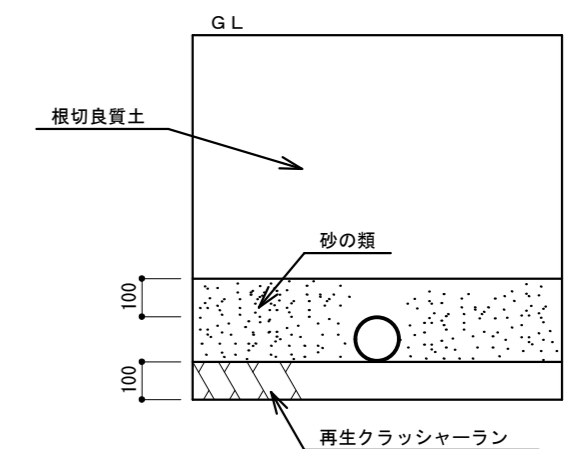
グリーストラップ据え付け要領



排水管接続は段差解消のため変換アダプター取付

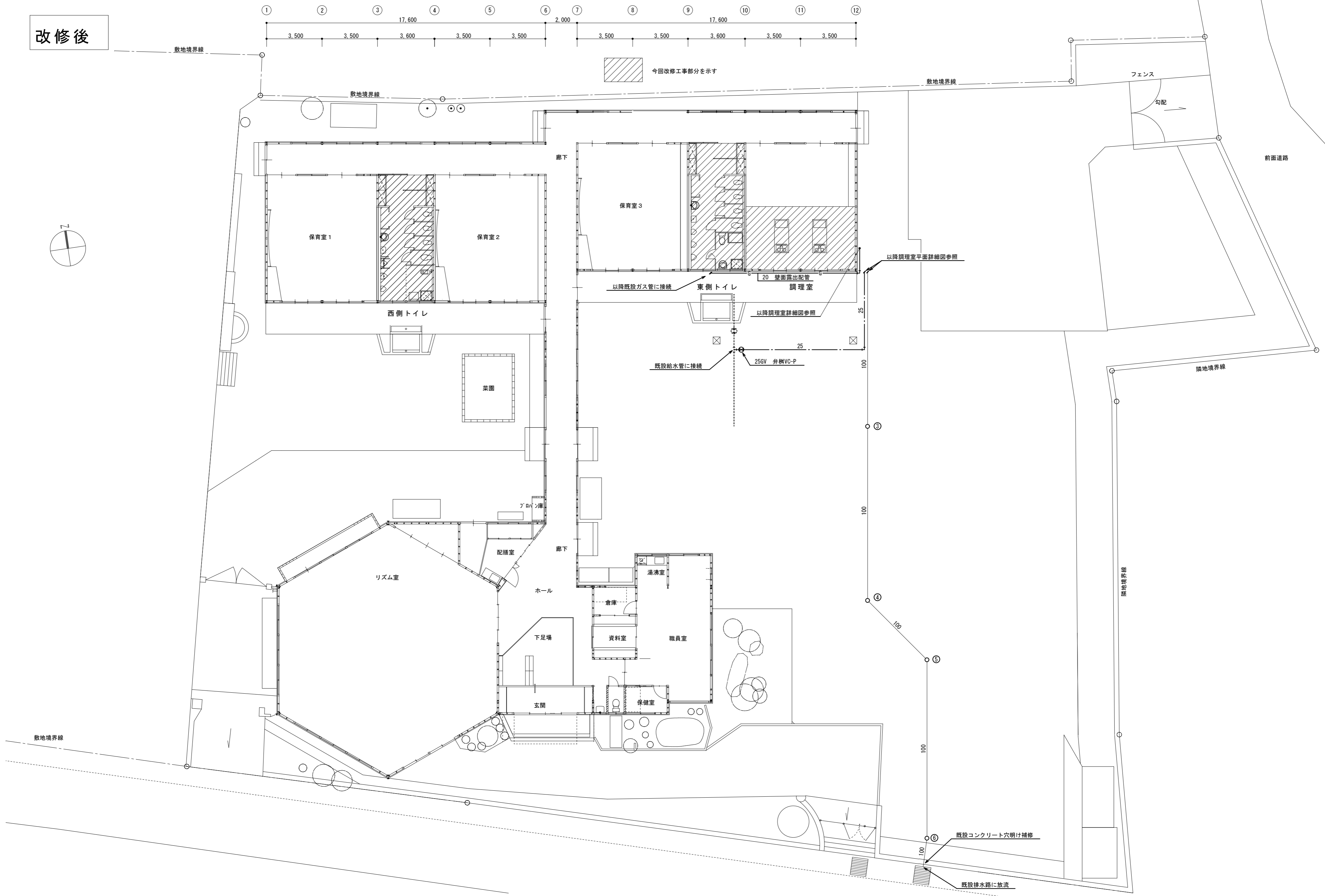


給水管埋設要領



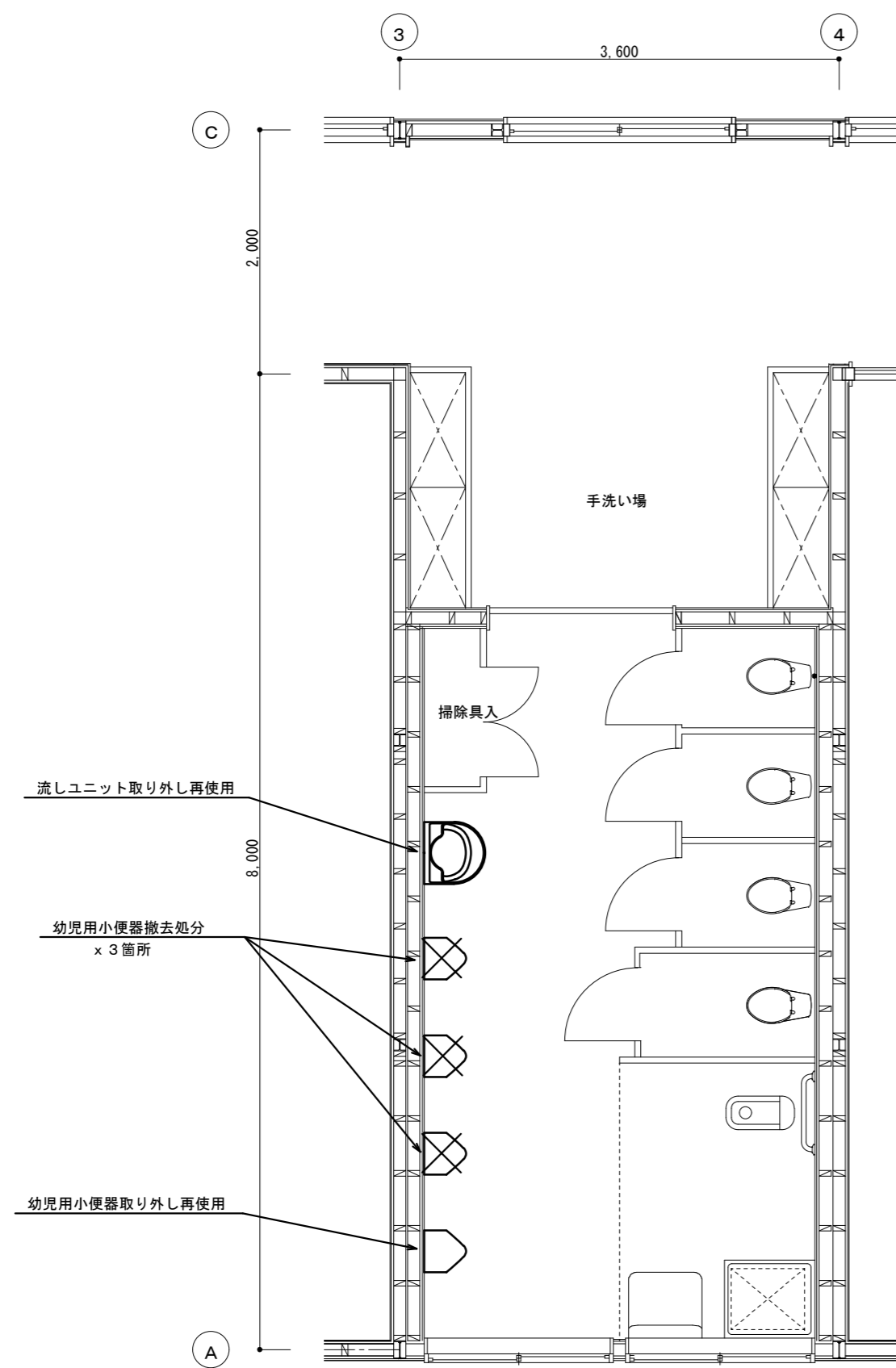
排水管埋設要領

改修後



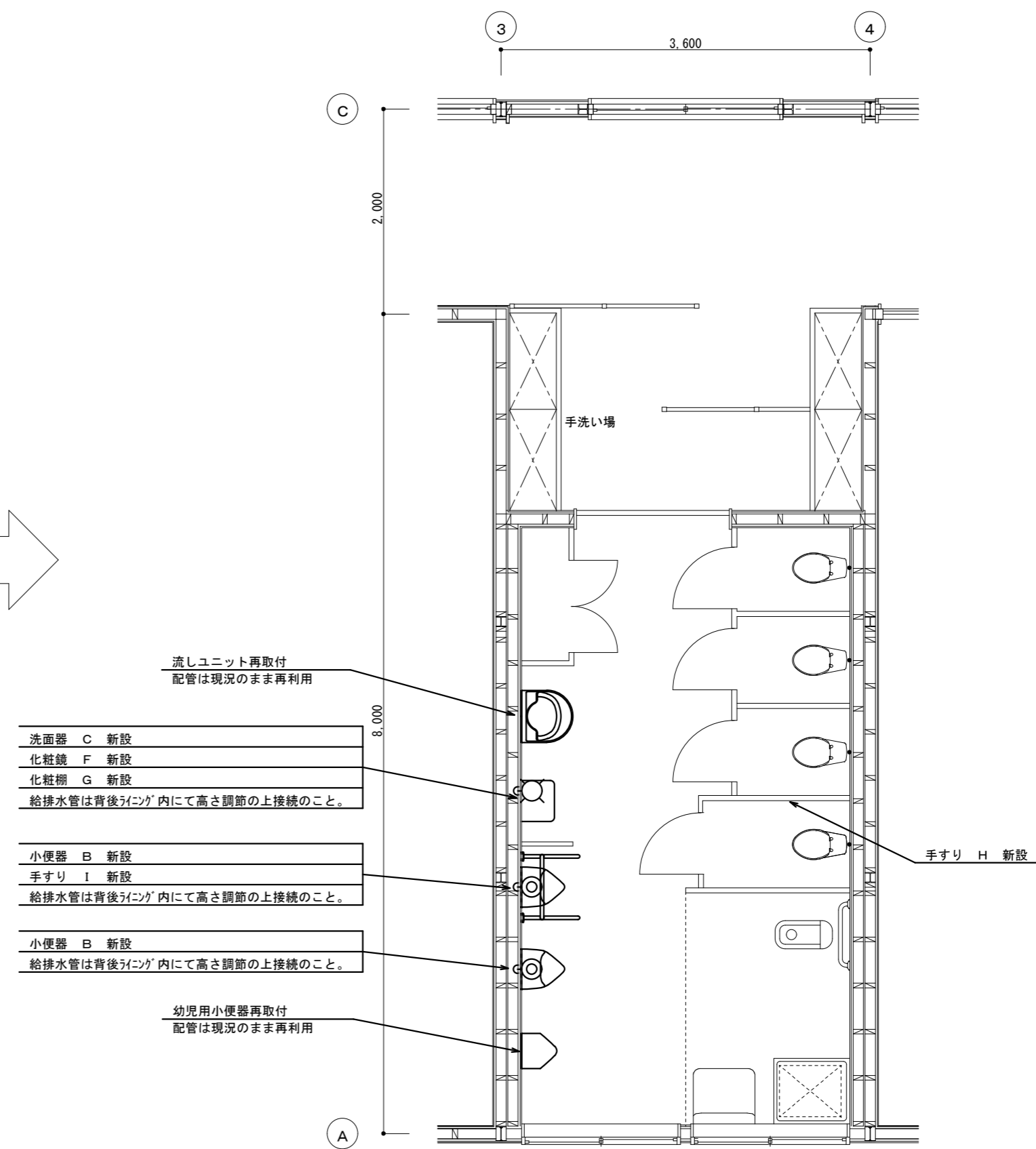
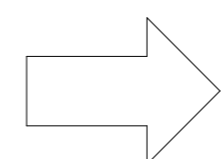
| | | | | | | | |
|-------------|-----|------------------|-------|---------|-----------------------------------|-----------------|--|
| . . . | 工事名 | 旧黒崎幼稚園改修工事のうち管工事 | SCALE | S=1:150 | 丹羽建築事務所 丹羽 悟 1級建築士登録119290号 | NO. W O 4 | |
| | 図面名 | 配置図 (給排水図) | | | | | |

改修前




改修前 西側トイレ平面詳細図 1:50

改修後

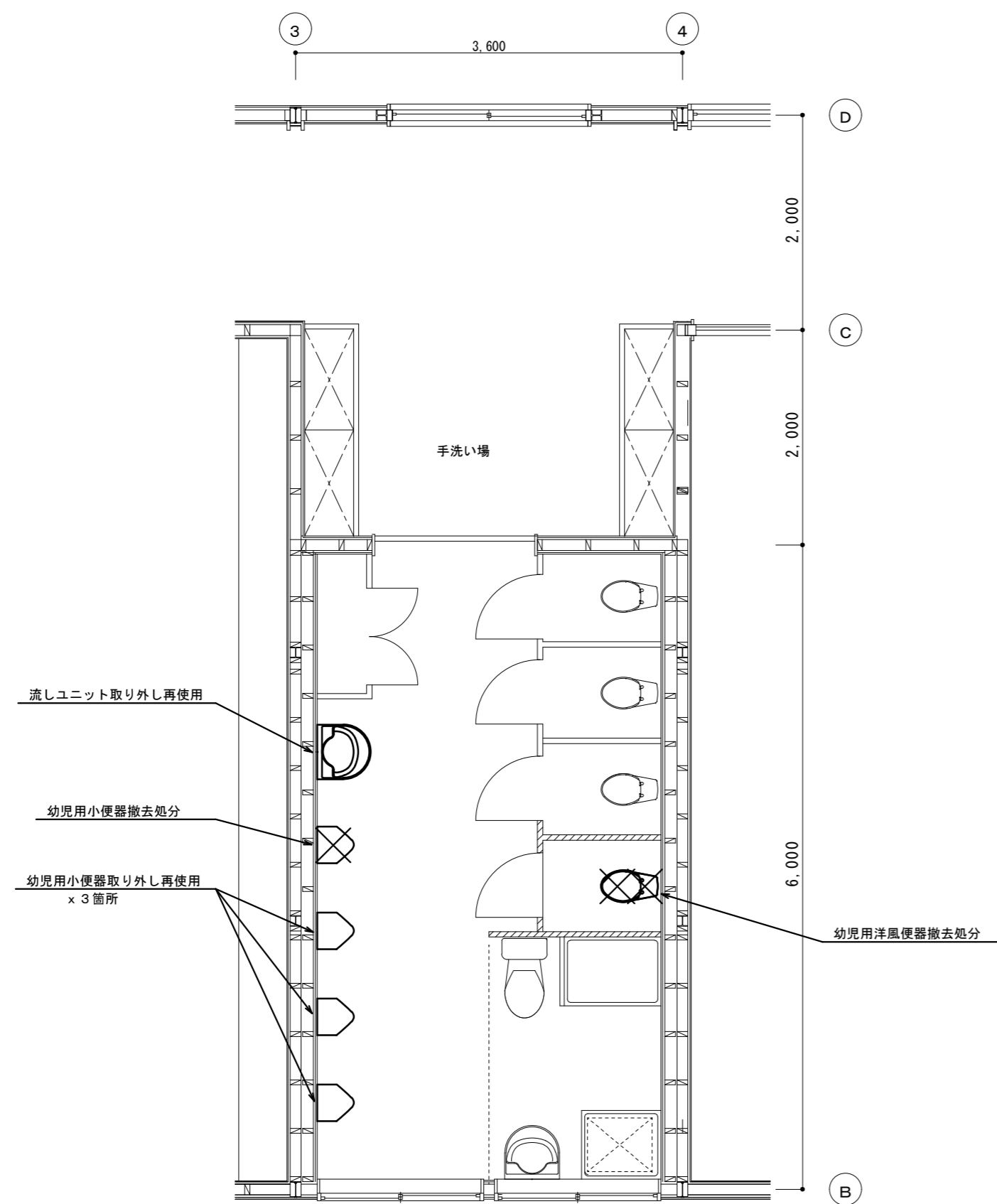


改修後 西側トイレ平面詳細図 1:50

※男性用

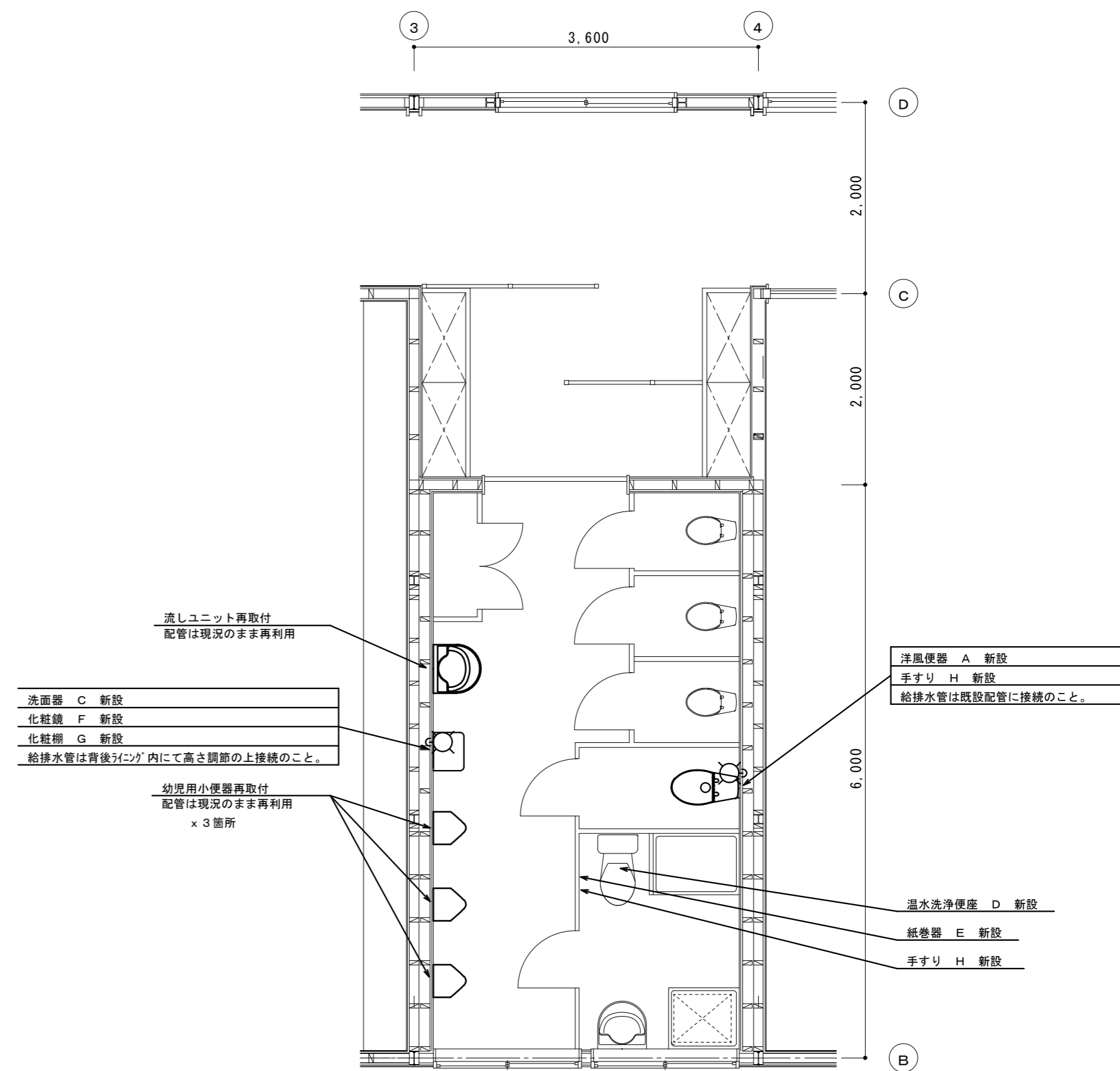
| | | | | | | |
|-------------|-----|--------------------|--------|---|-----|---|
| . . . | 工事名 | 旧黒崎幼稚園改修工事のうち管工事 | SCALE | 丹羽建築事務所 | NO. |  |
| | 図面名 | 西側トイレ 平面詳細図 (給排水図) | S=1:50 | 丹羽 悟 1級建築士登録119290号 鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521 | | |

改修前



改修前 東側トイレ平面詳細図 1:50

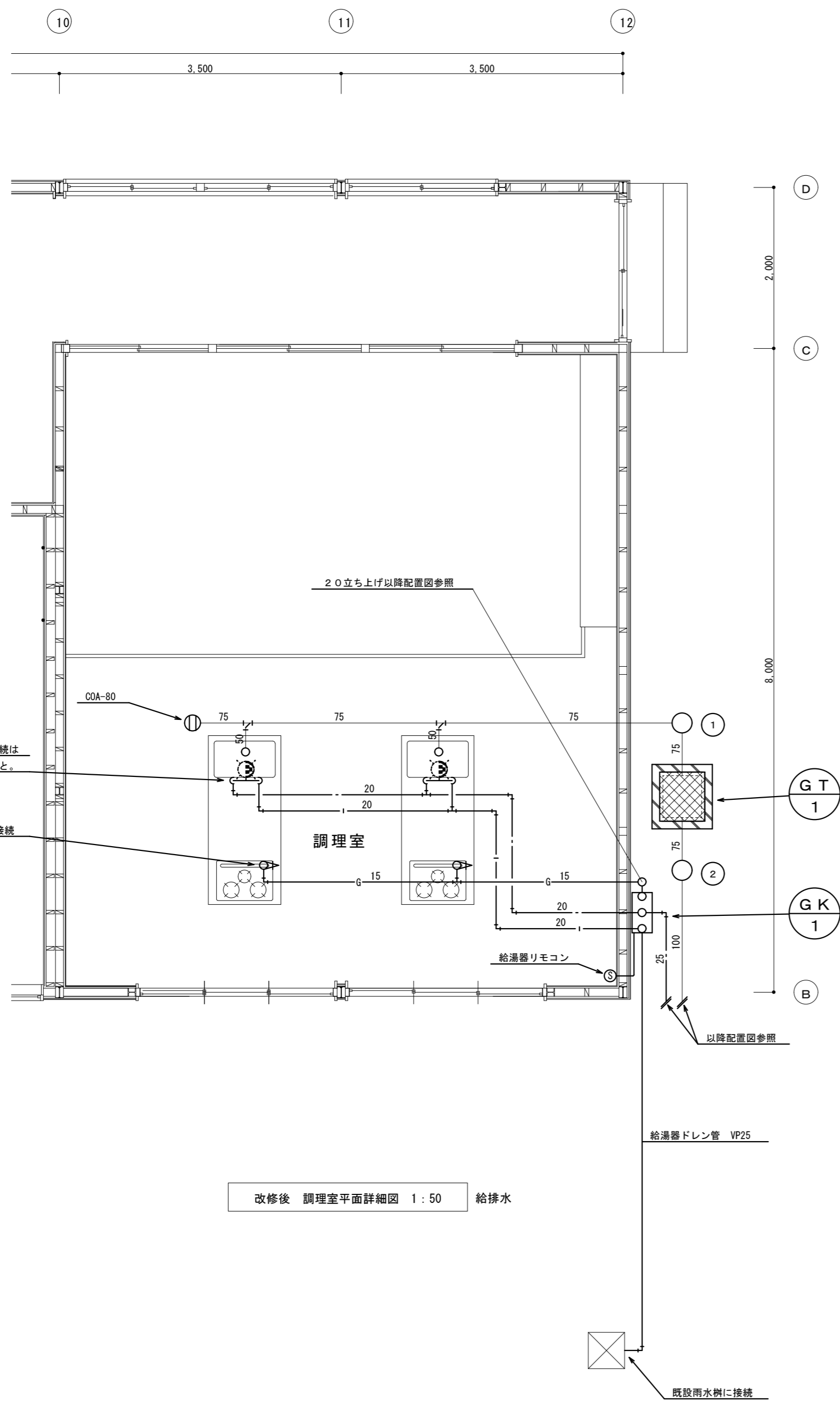
改修後



改修後 東側トイレ平面詳細図 1:50

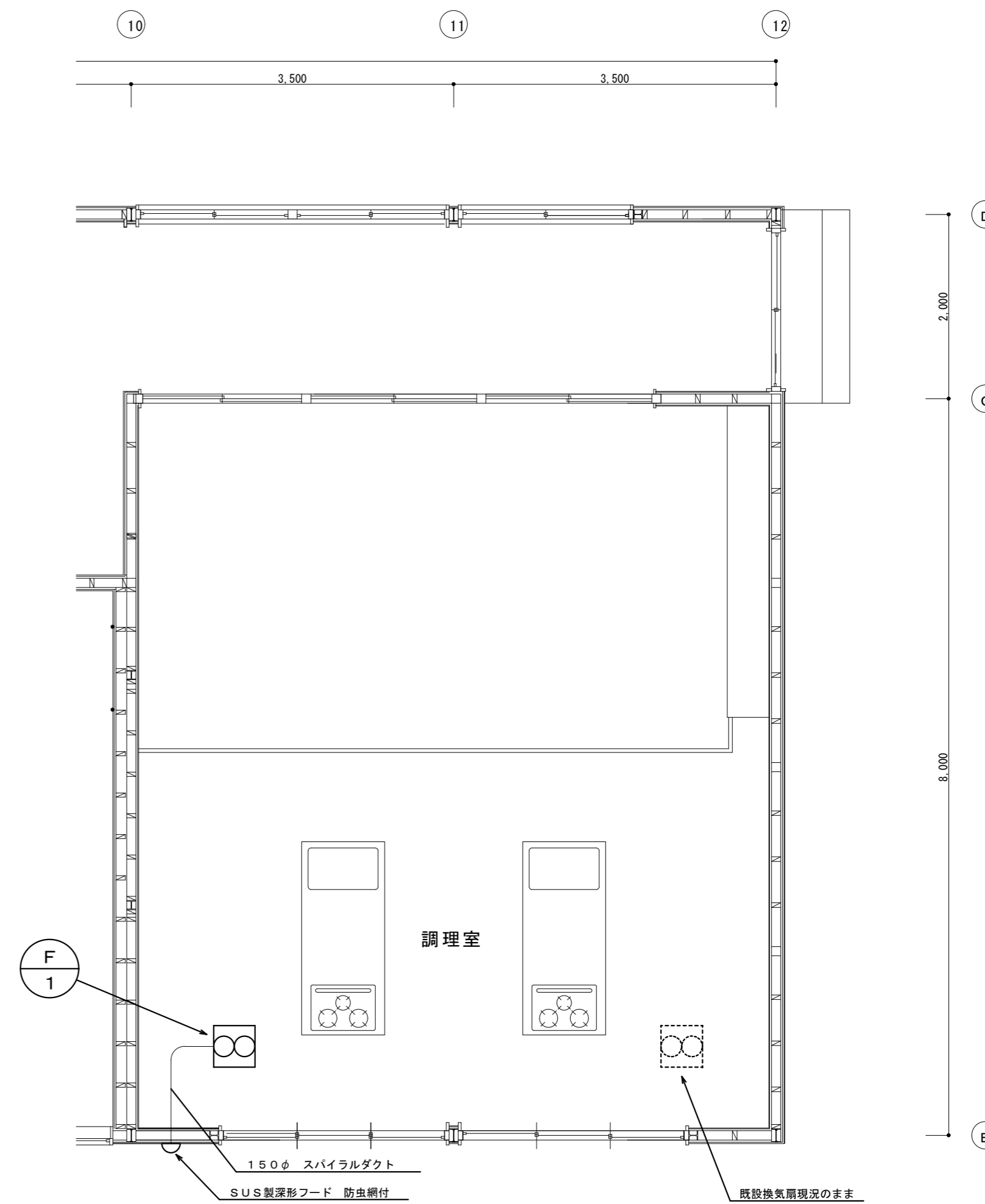
| | | | | | | | | |
|---|-----|--------------------|--------|-------|-----------------------------------|---|----------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • • • | 工事名 | 旧黒崎幼稚園改修工事のうち管工事 | SCALE | SCALE | 丹羽建築事務所 丹羽 悟 1級建築士登録119290号 | 鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521 | NO. W / O 6 | |
| | 図面名 | 東側トイレ 平面詳細図 (給排水図) | S=1:50 | | | | | |

改修後



改修後 調理室平面詳細図 1:50 給排水

改修後



改修後 調理室平面詳細図 1:50 換気

| | | | | | | |
|-------------|-----|------------------------|--------|--|----------------|--|
| . . . | 工事名 | 旧黒崎幼稚園改修工事のうち管工事 | SCALE | 丹羽建築事務所 丹羽 悟 1級建築士登録119290号 鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521 | NO. W / O 7 | |
| | 図面名 | 調理室 平面詳細図 (給排水図・換気設備図) | S=1:50 | | | |